

## 第2

# 本会議の概況

## 【第211回国会（常会）】

### 1 国務大臣の演説及び質疑

令和5年1月23日に岸田内閣総理大臣の施政方針演説、林外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説及び後藤経済財政政策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月25日及び26日に各会派の代表質問が行われた。

#### (1) 岸田内閣総理大臣の施政方針演説

##### 【1 はじめに】

第211回国会の開会にあたり、国政に臨む所信の一端を申し述べます。

先日の欧州、北米訪問の際、ある首脳から、なぜ、日本では、議会のことを英語でパーラメントではなくダイエツトと呼ぶのかと問われました。確かに、ほとんどの国は、議会を英語でパーラメントと呼ぶようです。調べてみたところ、ダイエツトの語源は、集まる日という意味を持つラテン語でした。

国民の負託を受けた我々議員が、まさに、本日、この議場に集まり、国会での議論がスタートいたします。

政治とは、慎重な議論と検討を積み重ね、その上に決断をし、その決断について、国会の場に集まった国民の代表が議論をし、最終的に実行に移す、そうした営みです。

私は、多くの皆様の御協力の下、様々な議論を通じて、慎重の上にも慎重を期して検討し、それに基づいて決断した政府の方針や、決断を形にした予算案、法律案について、この国会の場において、国民の前で正々堂々議論をし、実行に移してまいります。

検討も決断も、そして議論も、全て重要であり必要です。それらに等しく全力で取り組むことで、信頼と共感の政治を本年も進めてまいります。



岸田内閣総理大臣の施政方針演説（第211回国会）

##### 【2 歴史の転換点】

近代日本にとって、大きな時代の転換点は2回ありました。

明治維新と、その77年後の大戦の終戦です。そして、奇しくもそれから77年が経った今、我々は、再び歴史の分岐点に立っています。

ロシアによるウクライナ侵略。世界が堅持してき

た法の支配による国際平和秩序への挑戦に対し、国連安保理は機能不全を露呈しました。さらに、この機に乗じて、ロシアとの連携を強める国、エネルギーなどで実利を追う国、核・ミサイル開発を進める主体など、国際平和秩序の弱体化があらわになっています。

そして、もはや待ったなしとなっているのが、深刻さを増す気候変動問題、感染症対策などの地球規模の課題、世界中で生じている格差問題など、広い意味での持続可能性の問題です。

不安定で脆弱なサプライチェーン、世界規模でのエネルギー、食料危機、さらには人への投資不足など、世界の一体化と平和、繁栄をもたらすと信じられてきたグローバリゼーションの変質、変容も顕著です。

こうした現実を前に、今こそ、新たな方向に足を踏み出さなければならない。

これまでの時代の常識を捨て去り、強い覚悟と時代を見通すビジョンをもって、新たな時代にふさわしい、社会、経済、国際秩序を創り上げていかねばなりません。

先々週、G7議長として訪問した国、全ての首脳も、私と同様の認識を示しました。

日本は、5月の広島サミットの成功はもちろん、G7議長国として、強い責任感をもって、今年一年、世界を先導してまいります。

私は、皆さんと一緒に、この歴史の大きなうねり乗り越え、次の世代に、この日本という国を着実に引き継いでいきます。

力を合わせ、共に、新時代の国づくり、安定した国際秩序づくりを進めていこうではありませんか。

### 【3 防衛力の抜本的強化】

そのために、今我々が直面する様々な難しい先送りできない課題に、正面から愚直に向き合い、一つ一つ答えを出していく。

その強い覚悟で、昨年末、1年を超える時間をかけて議論し、検討を進め、新たな国家安全保障戦略などを策定いたしました。

まず優先されるべきは、積極的な外交の展開です。同時に、外交には、裏付けとなる防衛力が必要です。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、いざという時に、国民の命を守り抜けるのか、極めて現実的なシミュレーションを行った上で、十分な守りを再構築していくための防衛力の抜本的強化を具体化しました。

5年間で43兆円の防衛予算を確保し、相手に攻撃

を思いとどまらせるための反撃能力の保有、南西地域の防衛体制の抜本強化、サイバー、宇宙など新領域への対応、装備の維持や弾薬の充実、海上保安庁と自衛隊の連携強化、防衛産業の基盤強化や装備移転の支援、研究開発成果の安全保障分野での積極的活用などを進めてまいります。

こうした取組を将来にわたって維持強化していかなければなりません。そのためには、令和9年度以降、裏付けとなる毎年度4兆円の新たな安定財源が追加的に必要となります。歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入の確保などの行財政改革の努力を最大限行った上で、それでも足りない約4分の1については、将来世代に先送りすることなく、令和9年度に向けて、今を生きる我々が将来世代への責任として対応してまいります。

今回の決断は、日本の安全保障政策の大転換ですが、憲法、国際法の範囲内で行うものであり、非核三原則や専守防衛の堅持、平和国家としての我が国としての歩みをいささかも変えるものではないということに改めて明確に申し上げたいと思います。

## 【4 新しい資本主義】

### (1) 総論

世界のリーダーと対話を重ねる中で、多くの国が新たな経済モデルを模索していることも強く感じました。

それは、権威主義的国家からの挑戦に直面する中で、市場に任せるだけでなく、官と民が連携し、国家間の競争に勝ち抜くための経済モデルです。

それは、労働コストや生産コストの安さのみを求めるのではなく、重要物資や重要技術を守り、強靱なサプライチェーンを維持する経済モデルです。

そして、それは、気候変動問題や格差など、これまでの経済システムが生み出した負の側面である、様々な社会課題を乗り越えるための経済モデルです。

私が進める新しい資本主義は、この世界共通の問題意識に基づくものです。

官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換し、社会課題の解決と経済成長を同時に実現する。持続可能で包摂的な経済社会を創り上げていきます。

新型コロナから全面的に日常を取り戻そうとする今年、日本を、本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていこうではありませんか。

### (2) 物価高対策

まずは、令和4年度第2次補正予算の早期執行など、足下の物価高に的確に対応します。今後も、必要な政策対応に躊躇なく取り組んでまいります。

経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組みます。

### (3) 構造的な賃上げ

そして、企業が収益を上げて、労働者にその果実をしっかりと分配し、消費が伸び、更なる経済成長が生まれる。この好循環の鍵を握るのが、賃上げです。

これまで着実に積み上げてきた経済成長の土台の上に、持続的に賃金上がる構造を作り上げるため、労働市場改革を進めます。

まずは、足下で、物価上昇を超える賃上げが必要です。

政府は、経済成長のための投資と改革に全力を挙げます。公的セクターや政府調達に参加する企業で働く方の賃金を引き上げます。

また、中小企業における賃上げ実現に向け、生産性向上、下請け取引の適正化、価格転嫁の促進、さらにはフリーランスの取引適正化といった対策も一層強化します。

そして、その先に、多様な人材、意欲ある個人がその能力を最大限活かして働くことが、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げにつながる社会を創り、持続的な賃上げを実現していきます。

そのために、希望する非正規雇用の方の正規化に加え、リスクリングによる能力向上支援、日本型の職務給の確立、成長分野への円滑な労働移動を進めるという三位一体の労働市場改革を、働く人の立場に立って加速いたします。

リスクリングについては、GX、DX、スタートアップなどの成長分野に関するスキルを重点的に支援するとともに、企業経由が中心となっている在職者向け支援を、個人への直接支援中心に見直します。加えて、年齢や性別を問わず、リスクリングから転職まで一気通貫で支援する枠組みも作ります。より長期的な目線での学び直しも支援します。

一方で、企業には、そうした個人を受け止める準備を進めていただきたい。

人材の獲得競争が激化する中、従来の年功賃金から、職務に応じてスキルが適正に評価され、賃上げに反映される日本型の職務給へ移行することは、企業の成長のためにも急務です。

本年6月までに、日本企業に合った職務給の導入方法を類型化し、モデルをお示しします。

### (4) 投資と改革

賃上げとともに成長と分配の好循環の鍵となるのが、投資と改革です。その具体的な取組について、5

点申し上げます。

### (GX)

第一に、GX、グリーントランスフォーメーションです。

戦争の武器としてエネルギー供給を利用したロシア。国民生活の大きな混乱に見舞われた各国は、脱炭素とエネルギー安定供給、そして経済成長の三つを同時に実現する、一石三鳥の強<sup>したた</sup>かな戦略を動かし始めています。

日本のGXも、この三つの目的を実現するためのものです。

官民で、10年間、150兆円超の投資を引き出す、成長志向型カーボンプライミング。国による20兆円規模の先行投資の枠組みを新たに設けます。徹底した省エネ、水素、アンモニアの社会実装、再エネ、原子力など脱炭素技術の研究開発などを支援していきます。

これは、国が複数年の計画を示し、予算のコミットを行い、予見可能性を高め、期待収益率を見通せるようにすることで企業の投資を誘引していく、新しい資本主義が目指す官民連携の具体化です。このための法案を今国会に提出いたします。

官民の持てる力を総動員し、GXという経済、社会、産業、地域の大変革に挑戦していきます。

エネルギーの安定供給に向けては、多様なエネルギー源を確保しなければなりません。

長年の懸案となっていた北海道一本州間の送電線整備など再エネ最大限導入に向けた取組に加え、安全の確保と地域の理解を大前提として、廃炉となる原発の次世代革新炉への建て替えや、原発の運転期間の一定期間の延長を進めます。また、国が前面に立って、最終処分事業を進めてまいります。

世界規模のエネルギー危機に直面し、アジアにおける現実的なエネルギートランジションの重要性がますます高まっています。我が国は、昨年来提唱してきたアジア・ゼロエミッション構想を今春から具体化させ、アジアの脱炭素化を支援していきます。

### (DX)

第二に、DX、デジタルトランスフォーメーションです。

まず強調したいのは、デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードです。

様々な工夫を重ね、昨年初めに5,500万件だった取得申請を、8,500万件まで増やしました。今や、運転免許証を大きく超え、日本で最も普及した本人確認のツールです。



このカードによって、運転免許証、各種国家資格の証明書などのデジタル化や、確定申告の際にオンラインで医療費控除やふるさと納税の手続を完結することが可能となります。

医療面では、今後、スマートフォン一つあれば、診察券も保険証も持たずに、医療機関の受診や薬剤情報の確認ができるようになります。さらには、学生証への利用、買い物時の年齢確認やコンサートのチケット購入などでの活用も進み始めています。

本人確認が必要なあらゆる公的、民間サービスを簡単、便利に利用できる社会を創るため、官民で取り組んでまいります。

アナログ規制の一括見直しにも取り組みます。

具体的には、オンライン上で様々な行政手続を完結できるようにしたり、フロッピーディスクを指定して情報提出を求めている規制を見直したりといった改革を、来年までの2年間で一気に進めます。

4万件の法令を点検し、準備が整ったものについて、一斉に見直すための法案を今国会に提出します。

#### (イノベーション)

第三に、イノベーションです。

つい先日、日米の企業が共同開発し、世界で初めて、本格的なグローバル展開が期待される、アルツハイマー病の進行を抑える治療薬が、米国においてFDAの迅速承認を受けました。

日本発、世界初のイノベーションが、国境を越えて、認知症の方とその御家族に希望の光をもたらすことは、大変嬉しいことです。

こうしたニュースを次々にお届けできるよう、中長期的かつ国家戦略的な視点をもって、半導体、量子、AI、次世代通信技術、さらには、バイオ、宇宙、海洋。戦略分野への研究開発投資を支援するとともに、イノベーションを阻む規制の改革に取り組みます。

社会のニーズに応じた理工系の学部再編や、若手研究者支援も進めます。

さらには、教職員の処遇見直しを通じた質の向上、教育の国際化、グローバル人材の育成に向け、日本人学生の海外派遣の拡大や、有望な留学生の受け入れを進めます。

2025年には、大阪・関西万博が開催されます。空飛ぶ車など、未来社会の実験場として、イノベティブで活力ある日本の姿を世界に向けて発信してまいります。

#### (スタートアップ)

第四に、スタートアップの育成です。

5年でスタートアップへの投資額10倍増を目指し、卓越した才能を発掘、育成するプログラムの拡充や、研究開発ベンチャーへの資金供給の強化、欧米のトップクラス大学の誘致によるグローバルスタートアップキャンパス構想の実現、さらには、税制による大企業とスタートアップの協業によるオープンイノベーション支援に取り組みます。

また、創業時に、経営者保証に頼らない資金調達ができるよう、新たな信用保証制度を創設します。

さらに、世界に伍する高度人材の新たな受け入れのための制度を創設するなど、外国人材が活躍できる環境整備も行います。

今は日本経済を牽引する大企業も、かつては戦後創業のスタートアップでした。戦後の創業期に次ぐ、第二の創業ブームを実現し、未来の日本経済を牽引するような企業を生み出していきます。

#### (資産所得倍増プラン)

第五に、資産所得倍増プランです。

長年の懸案である貯蓄から投資への流れを実現できれば、家計の金融資産所得の拡大と成長資金の供給拡大により、成長と資産所得の好循環を実現できる。そう考え、NISAの抜本的拡充や恒久化を実現し、5年間でNISAの総口座数と買付額を倍増させることにしました。

国家戦略として資産形成の支援に取り組み、長期的には、資産運用収入そのものの倍増も見据えて対応してまいります。

今こそ、これらの政策を力強く実行していこうではありませんか。

#### 【5 こども・子育て政策】

そして、今年は、新しい資本主義の取組を次の段階に進めたいと思っています。

新しい資本主義は、持続可能で包摂的な新たな経済社会を創っていくための挑戦であると申し上げてきました。

我が国の経済社会の持続性と包摂性を考える上で、最重要課題と位置付けているのが、こども・子育て政策です。

急速に進展する少子化により、昨年の出生数は80万人を割り込むと見込まれ、我が国は、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれています。こども・子育て政策への対応は、待たなしの、先送りの許されない課題です。

こどもファーストの経済社会を作り上げ、出生率を反転させなければなりません。

こども政策担当大臣に指示をした三つの基本的方

向性に沿って、こども・子育て政策の強化に向けた具体策の検討を進めていきます。高等教育の負担軽減に向けた出世払い型の奨学金制度の導入にも取り組みます。

検討に当たって、何よりも優先されるべきは、当事者の声です。まずは、私自身、全国各地で、こども・子育ての当事者である、お父さん、お母さん、子育てサービスの現場の方、若い世代の方々の意見を徹底的にお伺いするところから始めます。年齢、性別を問わず皆が参加する、従来とは次元の異なる少子化対策を実現したいと思います。

そして、本年4月に発足するこども家庭庁の下で、今の社会において必要とされるこども・子育て政策を体系的に取りまとめつつ、6月の骨太方針までに、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示します。

こども・子育て政策は、最も有効な未来への投資です。これを着実に実行していくため、まずは、こども・子育て政策として充実する内容を具体化します。そして、その内容に応じて、各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々な工夫をしながら、社会全体でどのように安定的に支えていくかを考えてまいります。

安心してこどもを産み育てられる社会を創る。全ての世代、国民皆にかかわるこの課題に、共に取り組んでいこうではありませんか。

あわせて、若者世代の負担増の抑制、勤労者皆保険など社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じてみんなが支えあう、持続的な社会保障制度の構築に取り組みます。

#### 【6 包摂的な経済社会づくり】

老若男女、障害のある方もない方も、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会。

意欲のある全ての方が、置かれている環境にかかわらず、十全に力を発揮できる社会。

そうした包摂的な経済社会を創るため、これから、特に、女性、若者、地方の力を引き出していくための政策に力を入れていきます。

#### (女性)

これまでの取組により、女性の就労は大きく増え、いわゆるM字カーブの問題は解消に向かっていますが、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの解消、そして、男女間の賃金格差の是正は、引き続き、喫緊の課題です。また、女性登用の一層の拡大も進めていかなければなりません。

そのために、女性の就労の壁となっている、いわ

ゆる103万円の壁や130万円の壁といった制度の見直し、男女共に、これまで以上に育児休業を取得しやすい制度の導入などの諸課題に対応していきます。

さらには、配偶者による暴力防止の取組を強化するため、DV防止法の改正にも取り組みます。

#### (若者)

こども・子育て政策の強化、男女共に働きやすい環境の整備、全世代型社会保障改革、構造的賃上げ、スタートアップなどの成長分野への投資などは、日本の未来を担う若い世代のためにこそ進めるべき取組です。

こうした各般の取組を通じ、若者、そして若い世代の所得向上を実現し、若者が未来に希望をもって生きられる社会を創っていきます。

#### (孤独・孤立対策)

孤独・孤立対策にも本格的に取り組めます。対策の基本となる法案を今国会に提出し、孤独や孤立に寄り添える社会を目指します。

#### (地方創生)

地方創生を進め、地方が元気になること。それが日本経済再生の源です。

地方の基幹産業の活性化に全力を注ぎます。

観光産業については、全国旅行支援による需要喚起に加え、高付加価値化の推進、国立公園なども活用した観光地の魅力向上に取り組み、外国人旅行者の国内需要5兆円、国内旅行需要20兆円という目標の早期達成を目指します。

農林水産業については、肥料、飼料、主要穀物の国産化推進など、食料安全保障の強化を図りつつ、夢を持って働ける、稼げる産業とすることを目指します。

農林水産品の輸出については、2025年2兆円目標の前倒し達成を目指し、更なる輸出拡大支援を進めます。

地方経済の基盤である高速道路網について、老朽化対策と、4車線化などの進化、改良の取組を着実に実施するための制度整備を行います。また、地域公共交通のリデザインに向け、国の支援を拡充します。

さらには、地方への企業立地支援や海外からの人材、資金の呼び込み、官民連携によるスタジアム、アリーナ、文教施設の整備、地方議会活性化のための法改正にも取り組みます。

地方創生に向けた全ての基盤となる取組が、デジタルの力で地域の社会課題を解決し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するデジタ

ル田園都市国家構想です。

光ファイバー、5G等のデジタルインフラ整備を着実に進めつつ、今後、全国津々浦々で、本格的なデジタル実装を進めます。

まずは、スマート農業、ドローンによる配送、遠隔見守りサービスなどを組み合わせたプロジェクトを日本の中山間地域150か所で実現いたします。

また、今年4月には、レベル4、完全自動運転を可能にする新たな制度が動き始めます。2025年を目途に、全都道府県で自動運転の社会実験の実施を目指します。

全国津々浦々、全ての方々が輝ける日本を創っていかうではありませんか。

### 【7 災害対応・復興支援】

今年、関東大震災から100年の節目を迎えます。激甚化、頻発化する災害への対応も、先送りできない重要な課題です。

5か年加速化対策の着実な推進に加え、中長期的、継続的、安定的に防災・減災、国土強靱化を進めるため、新たな国土強靱化基本計画を策定します。

機動的に自治体を支援するなど、大雪や鳥インフルエンザなどの対応に万全を期します。

台風や豪雨などに対応するための予報高度化、猛暑から人命を守るための熱中症対策の強化、さらには、北海道知床の遊覧船事故を受けた、旅客船の安全性確保のための法案を提出し、災害や事故への対応力を強化します。

政権の最重要課題である福島の復興も、地元の皆さんと共に、取組を更に前に進めます。

昨年、長期にわたり帰還が困難であるとされた区域で初めて、住民の帰還が実現しました。

引き続き、残る復興再生拠点の避難指示解除を目指すとともに、拠点区域外についても、意向のある方が帰還できるよう取組を具体化していきます。

あわせて、映画など文化芸術を通じた街づくり、廃炉、ALPS処理水対策や福島国際研究教育機構の整備を政府一丸となって推進し、責任をもって福島の復興再生に取り組みます。

### 【8 新型コロナ】

新型コロナの感染拡大から約3年。国民の皆さん、そして、現場で働く医師、看護師、介護職員などエッセンシャルワーカーの皆さんの協力をいただきながら、感染の波を乗り越え、ウィズコロナへの移行を進めてきました。

足下の感染状況については、感染防止対策や医療体制の確保に努め、いわゆる第8波を乗り越えるべ

く、全力を尽くしてまいります。

そして、原則、この春に、新型コロナを新型インフルエンザ等から外し、5類感染症とする方向で議論を進めます。これに伴う医療体制、公費支援など様々な政策措置の対応について、段階的な移行の検討、調整を進めます。

マスクの着用についても、5類感染症への見直しと併せて、考え方を整理していきたいと思いますが、まずは、今一度、原則、外ではマスク不要といった現在の取扱いについて、周知徹底を図ります。

GDPや企業業績は既に新型コロナ前の水準を回復し、有効求人倍率もコロナ前の水準を回復しつつあります。家庭、学校、職場、地域、あらゆる場面で、日常を取り戻すことができるよう、着実に歩みを進めてまいります。

そして、今後の感染症危機に適切に対応するため、内閣感染症危機管理統括庁や、いわゆる日本版CDC設置に関する法案を今国会に提出します。

### 【9 外交・安全保障】

歴史の分岐点を迎える中、普遍的価値に立脚しつつ、国益を守り抜くため、積極的かつ力強く、新時代リアリズム外交を展開していきます。

我が国は、今年、G7議長国及び国連安保理非常任理事国を務めます。その立場を活かし、世界の平和と繁栄に向けた取組を主導します。

ロシアによるウクライナ侵略という国際秩序の根幹を揺るがす暴挙が継続し、また、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑な状況にあります。

力による一方的な現状変更の試みは、世界のいかなる地域においても許されない。広島サミットの機会に、こうした原則を擁護する、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持するとの強い意志を改めて世界に発信します。

そして、世界が直面する諸課題に国際社会全体が協力して対応していくためにも、G7が結束し、いわゆるグローバルサウスに対する関与を強化していきます。そのために、エネルギー、食料危機や下振れリスクに直面する世界経済についても、一致結束した対応を行ってまいります。また、対露制裁、対ウクライナ支援を引き続き強力に推し進めます。

被爆地広島で開かれるサミットの機会を捉え、核兵器のない世界に向け、国際的な取組を主導します。ヒロシマ・アクション・プランを始め、これまでの取組の上に立って、国際賢人会議の叡智も得ながら、現実的かつ実践的な取組を進めていきます。

他にも、地域情勢、経済安全保障、人権、気候変動、保健、開発といった課題にも広く対応していく必要があります。山積する諸懸案への対応に、我が国が主導的役割を果たしてまいります。

加えて、安保理改革を含む国連の機能強化にも取り組みます。

戦後日本が積み重ねてきた信頼関係に基づく二国間関係の強化も引き続き進めます。

我が国外交の基軸は、日米関係です。先日の日米共同声明に基づき、引き続き、日米同盟の抑止力、対処力を一層強化し、地域の平和と安定及び国際社会の繁栄に貢献していきます。また、経済版2プラス2を含む様々なチャンネルを通じ、サプライチェーンの強靱化や半導体に関する協力など、経済安全保障分野における連携にも取り組みます。

日米同盟の強化と合わせて、基地負担軽減にも引き続き取り組みます。普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指し、辺野古への移設工事を進めます。また、強い沖縄経済を作ります。

日米豪印等も活用しつつ、また、アジア、欧州、大洋州を始めとするパートナー国との連携を深め、自由で開かれたインド太平洋を推進するための協力を一層強化します。そして、G7議長国として達成した成果を、インドが議長国を務めるG20に引き継ぎ、友好協力50周年を迎えるASEANとの特別首脳会議に繋げ、アジアから世界に向け発信してまいります。また、CPTPPの着実な実施と高いレベルを維持しながらの拡大や、IPEF、DFFT等の取組において具体的な成果を目指します。

地域の平和と安定も引き続き重要です。中国に対しては、東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みを含め、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めてまいります。そして、本年が日中平和友好条約45周年であることも念頭に置きつつ、諸懸案を含め、首脳間を始めとする対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力する、建設的かつ安定的な関係を日中双方の努力で構築していきます。

国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国である韓国とは、国交正常化以来の友好協力関係に基づき、日韓関係を健全な関係に戻し、更に発展させていくため、緊密に意志疎通をしていきます。

日露関係は、ロシアによるウクライナ侵略により厳しい状況にありますが、我が国としては、引き続き、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方

針を堅持します。

北朝鮮による前例のない頻度と態様での弾道ミサイル発射は断じて容認できません。日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指します。中でも、最重要課題である拉致問題は深刻な人道問題であり、その解決は一刻の猶予も許されません。全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、あらゆるチャンスを見逃さず、全力で果敢に取り組みます。私自身、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意です。

そのような多国間、二国間外交の最も重要なツールの一つが開発協力です。今後10年間の方向性を示す開発協力大綱を、人間の安全保障の理念を踏まえ、SDGsの達成に向けた議論をリードするようなものとすべく、今年前半を目途に改定します。

#### 【10 憲法改正】

憲法改正もまた、先送りできない課題です。先の臨時国会では、与野党の枠を超え、活発な議論をいただきました。

この国会において、制定以来初めてとなる憲法改正に向け、より一層議論を深めていただくことを心より期待いたします。

#### 【11 政治の信頼】

昨年は、旧統一教会との関係、政治と金など、政治の信頼にかかわる問題が立て続けに生じ、国民の皆さんから厳しい声をいただいたことを重く受け止めております。

信なくば立たず。信頼こそが政治の一番大切な基盤であると考えてきた一人の政治家として、ざんきに堪えません。今後、こうしたことが再び起こらないよう、様々な改革にも取り組んでまいります。

旧統一教会の問題については、被害者の実効的な救済と再発防止に向け、昨年の臨時国会で成立した新法等の着実な運用、そして実態把握と相談体制の充実に努めます。

#### 【12 おわりに】

総理就任以来、私は、全国各地を訪問し、多くの皆さんと直接話をしてきました。新潟で物づくりの技術を身に付けようと一生懸命学ばれている学生の皆さん、鹿児島で子育てをしながら和牛生産に取り組んでおられるお母さん、渋谷の子育て支援施設で育児に取り組まれていたお父さん。こうした日本全国の皆さんが輝ける、未来に希望を持てる、そんな日本を創っていきたくと思います。

この日本という国を次の世代に引き継いでいくた



めに、これからも、私に課せられた歴史的な使命を果たすため、全身全霊を尽くします。共に、一步一步、前に進んでいこうではありませんか。

引き続き、国民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

御清聴、誠にありがとうございました。

## (2) 林外務大臣の外交演説

第211回国会に当たり、外交政策の所信を申し述べます。

### (歴史の転換期における日本外交の指針)

今、世界は、歴史の転換期にあります。ポスト冷戦時代の平和と繁栄を支えた法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序は、パワーバランスの歴史的变化と地政学的競争の激化に伴い、重大な挑戦にさらされています。

ロシアによるウクライナ侵略は、引き続き国際秩序の根幹を揺るがしています。ウクライナの一部地域の違法な併合や無辜の民間人の殺害等の一連のロシアによる行為は、許されざる国際法違反です。また、日本は唯一の戦争被爆国として、ロシアによる核の威嚇は断じて受け入れることはできません。ましてや、その使用はあってはなりません。

欧州とインド太平洋地域の安全保障を切り離して論じることはもはやできません。日本は、いかなる地域においても力による一方的な現状変更の試みを許さないという強い決意を持って、G7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携をしながら、対露制裁とウクライナ支援を強力に推し進めます。

北朝鮮による核・ミサイル活動も活発化しています。昨年は、前例のない頻度と態様での弾道ミサイル等の発射がありました。核実験に向けた動きもあります。これらの一連の行為は、日本の安全保障への脅威のみならず、国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦であり、断じて許されません。今後とも、日米、日米韓で安保理の場を含め緊密に連携して対応していきます。

中国は、政治、経済、軍事等様々な面で国際社会への影響力を増し、それに伴い様々な難しい諸問題を提起しています。そのような中国に対し、日本は、国際社会のルールに則り<sup>のつと</sup>大国としての責任を果たすよう働きかけていきます。

このような挑戦に加え、国際社会が価値観の相違、利害の衝突を乗り越えて協力すべき諸課題も一層急迫の度を増しています。

こうした情勢の中で、引き続き、普遍的価値を守り抜く覚悟、日本の平和と安全を守り抜く覚悟、そ



林外務大臣の外交演説（第211回国会）

して地球規模の課題に向き合い国際社会を主導する覚悟、これら三つの覚悟を持って、対応力の高い、低重心の姿勢で外交を展開していきます。

### (法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化)

まず、G7議長国及び安保理非常任理事国として、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持するための取組を更に推進します。

今回のウクライナ危機に際し、緊密に連携し、最も効果的に対応してきたのがG7です。本年、日本がG7議長国として開催する広島サミットでは、力による一方的な現状変更の試みや核兵器による威嚇、その使用を断固として拒否し、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くというG7の意志を力強く示していきます。同時に、エネルギー、食料安全保障を含む世界経済、ウクライナやインド太平洋を含む地域情勢、核軍縮・不拡散、経済安全保障、また、気候変動、保健、開発などといった地球規模の課題などへの対応を主導していきます。私自身、昨年は11回のG7外相会合に参加しました。本年は、私が議長を務めるG7長野県軽井沢外相会合などを通じ、G7の緊密な連携を推進していきます。G20議長国であるイ



ンドとの連携も重視してまいります。

日米豪印での連携も格段に強化してきました。力による一方的な現状変更をいかなる地域においても許さないとの決意を示しながら、自由で開かれたインド太平洋、F O I Pの実現に向けた幅広い分野の実践的協力を進めていきます。

法の支配に基づくF O I Pの重要性は一層高まっています。日本は、外交的取組を強化する新たなF O I Pプランの策定を進めるとともに、日米豪印に加え、ASEANや欧州、大洋州、中南米などのパートナーとの間で、F O I Pの実現に向けた連携を強化します。特に、友好協力50周年を迎えるASEANとは、12月を目途に東京で開催する特別首脳会議の機会に、日・ASEAN関係の将来のビジョンを打ち出す考えです。

国際秩序の動揺がもたらす危機は、世界のいずれの国、地域にとっても対岸の火事ではありません。ロシアによる侵略は、食料、エネルギー価格の高騰などにより、中東、アフリカ等にも深刻な影響を与えています。偽情報による分断の試みという課題にも目を向けねばなりません。私自身、昨年8月のT I C A D 8、年末の東京での中央アジアプラス日本対話第9回外相会合、さらに先日の中南米訪問も通じ、幅広い国との対話を強化してきました。日本として、あらゆる地域の国々との間で築き上げてきたきめ細やかな地域外交を礎に、地域、国際社会の安定化のため、法の支配に基づく秩序の重要性を共有し、共に維持強化していくための努力を継続します。

ロシアによるウクライナ侵略は、多国間主義をも脅かしています。この現状を踏まえ、私自身、先日ニューヨークで主催した、法の支配に関する安保理閣僚級公開討論において、国際社会が複合的な危機に直面する中、法の支配の下に結束するよう各国に呼びかけました。

国連と安保理が試練を迎える中、各国との緊密な対話を通じて安保理が本来の責任を果たせるよう積極的に貢献していきます。また、国連憲章の理念と原則に立ち戻り、国連の信頼を回復するため、国連自身の機能強化が必要です。安保理改革に向けては、議論のための議論ではなく、行動が必要です。日本、ドイツ、インド、ブラジルのG 4に加え、米英仏、アフリカなど関係国とよく意思疎通しつつ、早期の進展のため引き続き努力します。また、P K Oその他の国連の平和構築の取組にも引き続き貢献していきます。

ルールに基づく自由で公正な経済秩序は、日本は

もちろん、世界の成長と繁栄の基盤です。引き続き、自由貿易の旗振り役としてのリーダーシップを発揮し、C P T P Pのハイスタンドの維持やR C E P協定の完全な履行の確保に取り組むとともに、W T O改革を主導します。デジタル分野でも、信頼性のある自由なデータ流通の実現に向け、W T O電子商取引交渉など、国際的なルール作りで中心的な役割を果たします。インド太平洋地域の経済秩序の維持強化のための重要な枠組みであるI P E Fにおいても、I P E F参加国と緊密に連携しながら新たな枠組み作りにも貢献します。

日本企業の海外展開支援にも積極的に取り組むとともに、日本産食品に対する輸入規制措置の全廃に向け、政府一丸となって働きかけていきます。また、2025年大阪・関西万博の成功に向け、引き続き力強く取り組みます。

#### (安全保障上の課題への対応)

日本は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面をしています。

日本の安全保障に関わる総合的な国力の要素の第一は外交力です。外交実施体制の抜本的強化に取り組めます。新たな国家安全保障戦略の下、防衛力の抜本的強化に裏打ちされた力強い外交を展開し、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出していきます。同時に、日本を守り抜く意思と能力を表す防衛力もまた他の手段では代替できません。日本自身の防衛力の抜本的強化の議論に引き続き貢献していきます。

また、経済安全保障を推進するため、同志国との一層の連携強化や新たな課題に対応する国際的な規範の形成に積極的に取り組んでいきます。

同時に、日本の外交・安全保障政策の基軸である日米同盟も更に深化させていきます。就任後初めてワシントンD Cを訪れた岸田総理は、つい先日、じっくりと時間をかけてバイデン大統領との間で日米首脳会談を行い、日米共同声明を発出しました。私自身も総理に同行したほか、浜田大臣と共に、プリンケン国務長官、オースティン国防長官との間で2プラス2を行いました。

米国とは、累次の会談機会を通じ、いかなる地域でも力による一方的な現状変更は決して受け入れられないことを確認してきました。日米にとって戦略的に最も重要なインド太平洋地域のポテンシャルを安定と繁栄に繋げていかねばなりません。

そのため、日米同盟の役割及び任務の進化も踏まえ、同盟の抑止力、対処力の強化に日米で共に取り

組んでいきます。その際、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整の更なる強化、平時における同盟の取組、日本の反撃能力の効果的な運用に向けた日米間の協力の深化、宇宙、サイバー、情報保全分野での協力、同盟の技術的優位性の確保のための技術協力や、新興技術への共同投資などを重点的に進めていきます。また、米国による拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するための努力も続けていきます。さらに、日本における米軍の態勢の一層の最適化に向けた取組を進めるとともに、普天間飛行場の一日も早い辺野古移設を始め、地元の負担軽減と在日米軍の安定的駐留に全力を尽くします。

また、昨年立ち上げた経済版2プラス2を通じて、外交、安全保障と経済を一体として議論し、経済安全保障、ルールに基づく経済秩序の維持強化といった日米共通の課題について一層連携を強化していきます。

欧州諸国及びEU、NATOとも、この分野での連携が強化されています。昨年は、NATO首脳会合に日本の総理大臣として初めて岸田総理が、外相会合に日本の外務大臣として初めて私が出席したほか、12月には日英伊の3か国間による次期戦闘機の共同開発への合意を発表し、本年1月には日英円滑化協定に署名するなど、欧州諸国との防衛分野での協力も進展しています。引き続き、欧州諸国及びEU、NATOによるインド太平洋への関与に向けて具体的協力を進めていきます。

核軍縮・不拡散については、引き続き同盟国である米国との信頼関係を基礎としつつ、岸田総理が昨年8月に提唱したヒロシマ・アクション・プランに沿って、核兵器のない世界に向けた現実的かつ実践的な取組を進めていきます。国際賢人会議等の核兵器のない世界に向けた国際社会の機運を高める取組を進めていくとともに、G7広島サミットでこうした観点から力強いメッセージを発信できるよう、G7メンバー等と議論を深めていきます。

#### (近隣外交)

日本及び地域の平和と安全を維持すべく、近隣国等との間の難しい問題に正面から対応しつつ、安定的な関係を築いていきます。

日本と中国の間には、様々な可能性とともに、尖閣諸島情勢を含む東シナ海、南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや、中国による台湾周辺での一連の軍事活動、特に、排他的経済水域を含む日本近海への弾道ミサイルの着弾を含め、数多くの課題や懸案が存在しています。また、台湾海峡の

平和と安定も重要です。さらに、新疆ウイグル自治区の人権状況や香港情勢についても深刻に懸念しています。同時に、日中両国は地域と世界の平和と繁栄に対して大きな責任を有しています。中国とは、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力するという建設的かつ安定的な日中関係の構築を日中双方の努力で加速していくことが重要です。

韓国は、国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国です。北朝鮮への対応等を念頭に、安全保障面を含め、日韓、日米韓の戦略的連携を強化していくことの重要性は論を俟ちません。国交正常化以来築いてきた友好協力関係の基盤に基づき、日韓関係を健全な関係に戻し、更に発展させていく必要があり、昨年11月の日韓首脳会談の結果も踏まえ、私と朴振長官との間を含め、韓国政府と緊密に意思疎通していきます。また、竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も日本固有の領土です。この基本的な立場に基づき、毅然と対応していきます。

ロシアとの関係については、日本の国益を守る形で対応していきます。日露関係は、ロシアによるウクライナ侵略によって厳しい状況であり、平和条約交渉の展望を語る状況にはありませんが、日本として、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持します。また、北方墓参を始めとした北方四島交流等事業の再開は、今後の日露関係の中でも最優先事項の一つです。

北朝鮮との間では、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指します。最重要課題である拉致問題は時間的制約のある人道問題です。拉致問題の解決には一刻の猶予もありません。全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、全力で果敢に取り組みます。

#### (人類共通の課題への対応)

我々の擁護する国際秩序が世界の人々の信頼に足るものであるために、人類共通の課題への対応を主導していかねばなりません。国際社会の多数を占める開発途上国は、複雑化する国際情勢と地球規模課題の深刻化の中で、安定的な発展を見通すことが困難な状況に陥っています。こうした中で、新たな時代における人間の安全保障の理念に立脚しつつ、最も重要な外交ツールの一つであるODAをより一層拡充し、戦略的、効果的な活用を通じて、SDGsの

達成やFOIPの理念の実現に向けた取組を加速します。そのために、開発協力大綱を本年前半を目処に改定します。

ロシアのウクライナ侵略による食料価格の高騰に対しては、国際機関や同志国との連携に加え、TICADプロセス等を通じて、脆弱性を抱える国々の支援に取り組んでいきます。

気候変動は人類共通の課題であり、国際社会全体が連携して取り組むべき重要な課題です。ウクライナ情勢を受けて、エネルギー安全保障の強化との両立が重要な課題となっていますが、昨年11月開催されたCOP27の成果の上に、引き続き気候変動問題に取り組むとともに、1.5度目標に沿った排出削減努力を含め、全締約国の更なる行動を呼びかけていきます。

国際保健は、人々の健康のみならず、経済、社会、安全保障にも直結する重要な課題です。新型コロナの経験も踏まえつつ、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向け、将来の健康危機に対する予防、備え、対応の強化に資する国際的な枠組みの強化や、新型コロナで後退した国際保健課題への対応を主導していきます。

プラスチック汚染、生物多様性の保全、深刻化する人道危機、難民・避難民、テロ、暴力的過激主義、

男女共同参画など、SDGs達成に向けた諸課題にも積極的に取り組みます。

基本的な価値である人権の擁護のため、深刻な人権侵害に対してしっかり声を上げるとともに、努力をしている国に対しては対話と協力によりその取組を促す、日本らしい人権外交を進めていきます。

以上の諸課題について、着実に具体的な成果を挙げるためには、機動的な外交実施体制を確保するとともに、外交活動の最前線に立つ在外職員等の勤務環境や生活基盤を強化することが不可欠であり、為替、物価高の影響を受ける各種手当等の改善に取り組んでいきます。さらに、人的体制、ODAの一層の拡充を含む財政基盤、DX推進を含めた外交実施体制の抜本的強化と戦略的な対外発信に取り組むとともに、日本人国際機関職員の増加、親日派、知日派育成、日系社会との連携強化に努めます。また、佐渡島の金山の世界遺産登録に向け、外務省としてもしっかりと役割を果たしていきます。水際措置緩和に伴い国際的な交流が再活性化していることを踏まえ、在外邦人の安全確保にも引き続き万全を期します。

議員各位、そして国民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

### (3) 鈴木財務大臣の財政演説

令和5年度予算の御審議に当たり、財政政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の概要を御説明申し上げます。

#### (日本経済の現状と財政政策の基本的な考え方)

日本経済につきましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いております。一方、世界的なエネルギー、食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、日本経済を取り巻く環境には厳しさが増しております。

こうした中、足元の物価高を克服しつつ、日本経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せていく必要があります。そのため、先に成立した令和4年度第2次補正予算を迅速かつ適切に執行するとともに、同補正予算と一体的に編成した令和5年度予算、そして令和5年度税制改正を着実に実行に移していく必要があると考えております。

日本の財政は、これまでの新型コロナウイルス感



鈴木財務大臣の財政演説(第211回国会)



染症への対応や累次の補正予算の編成等により、過去に例を見ないほど厳しさを増しております。財政は国の信頼の礎であり、有事であっても日本の信用や国民生活が損なわれないようにするため、平素から財政余力を確保しておくことが不可欠であると考えております。責任ある経済財政運営を進めるに当たっては、経済あつての財政という方針に沿って、経済再生と財政健全化の両立を図ることが重要であります。引き続き、経済財政運営と改革の基本方針2022等における2025年度のプライマリーバランスの黒字化目標等の達成に向けて、歳出歳入両面の改革を着実に推進してまいります。

#### (令和5年度予算及び税制改正の概要)

続いて、令和5年度予算及び税制改正の概要を御説明申し上げます。

令和5年度予算は、歴史の転換期にあつて、日本が直面する内外の重要課題の解決に道筋をつけ、未来を切り拓くための予算としております。

具体的には、新たに策定された国家安全保障戦略等の下での防衛力の抜本的な強化やその裏付けとなる財源の確保、本年4月に新たに設置されるこども家庭庁を司令塔とした、こども・子育て支援の強化、GXの実現に向けた成長志向型カーボンプライシングによる民間投資を支援する仕組みの創設、デジタル田園都市国家構想の下での地方公共団体のデジタル実装の加速化や地方創生に資する取組への支援など、現下の重要課題に正面から向き合い、一定の道筋を付けております。

また、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費を4兆円、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費を1兆円措置し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰、世界的な景気後退懸念など、予期せぬ状況変化に引き続き万全の備えを講じることとしております。

同時に、経済財政運営と改革の基本方針2022等に基づき、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるという方針を達成するとともに、社会保障関係費以外について、防衛関係費の増額を達成しつつ、経済、物価動向等を踏まえて柔軟な対応を行うことを通じて、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しております。

一般歳出につきましては約72兆7,300億円であり、これに地方交付税交付金等約16兆4,000億円及び国債費約25兆2,500億円を加えた一般会計総額は、約114兆3,800億円となっております。

一方、歳入につきましては、租税等の収入は69兆

4,400億円、その他収入は約9兆3,200億円を見込んでおります。また、公債金は約35兆6,200億円であり、前年度当初予算に対し約1兆3,000億円の減額を行っております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、出産育児一時金の増額や、出産・子育て応援交付金の継続実施など、こども政策の充実のために必要な経費を確保しつつ、国民負担の軽減のため毎年薬価改定の実施など、様々な改革努力を積み重ねた結果、先に申し上げたとおり、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるという方針を達成しております。

文教及び科学振興費につきましては、小学校高学年における教科担任制の推進等のため、教職員定数の合理化等を図りつつ必要な措置を講じるほか、科学技術立国の観点から、量子、AI分野等の重要先端技術の研究開発を戦略的に推進するとともに、基礎研究、若手研究者向け支援を充実することとしております。

地方財政につきましては、臨時財政対策債の発行額の縮減や、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金償還額の増額を行うなど、地方財政の健全化を図りつつ、地方の一般財源総額を適切に確保することとしております。

防衛関係費につきましては、新たに策定された国家安全保障戦略等に基づき、スタンドオフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力、施設整備などの重点分野を中心に、防衛力を抜本的に強化するとともに、防衛力を安定的に維持するための財源を確保することとしております。

公共事業関係費につきましては、新技術を活用した老朽化対策やハード、ソフト一体となった流域治水対策など、防災・減災、国土強靱化に資する総合的な取組を推進するとともに、生産性向上のためのインフラ整備等についても重点的に取り組んでいくこととしております。

経済協力費につきましては、国際情勢が激変する中、G7広島サミット等を見据え、自由で開かれたインド太平洋をはじめとする取組を強化しつつ、ODAは現下の国際情勢にしっかりと対応できる予算を確保することとしております。

中小企業対策費につきましては、価格転嫁対策を強化するほか、生産性向上や事業再生、事業承継に対する支援など、中小企業を取り巻く現下の課題に対応することとしております。

エネルギー対策費につきましては、エネルギー対

策特別会計において、カーボンプライシングで得られる将来の財源を裏付けとした公債を発行し、カーボンニュートラル目標の達成に必要な民間のGX投資を支援していくこととしております。

農林水産関係予算につきましては、食料安全保障の強化に向けた畑地化などの対策を講じるほか、農林水産物の輸出拡大、森林資源の適正な管理による林業の持続的成長の推進、さらには水産資源管理を行う漁業者の経営安定対策等に取り組むこととしております。

東日本大震災からの復興につきましては、第2期復興・創生期間において、復興のステージに応じたニーズにきめ細かく対応するとともに、福島国際研究教育機構の設立などの取組を通じて創造的復興を成し遂げるため、令和5年度東日本大震災復興特別会計の総額を約7,300億円としております。

令和5年度財政投融资計画につきましては、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、新しい資本主義の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に取り組むため、総額約16兆2,700億円としております。

国債管理政策につきましては、借換債を含む国債発行総額が約206兆円と依然として極めて高い水準にある中で、引き続き、市場との緊密な対話に基づき安定的な国債発行に努めてまいります。

令和5年度税制改正につきましては、家計の資産

を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充、恒久化を行うとともに、スタートアップエコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしております。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバルミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行うこととしております。

(むすび)

以上、財政政策の基本的な考え方と、令和5年度予算及び税制改正の概要について御説明申し上げます。

我々の行動と選択は、現代にとどまらず、次の世代へと引き継がれ、後世に生きる人々の生活に大きな影響を与えることとなります。歴史の転換期を生きる我々の責務として、戦後日本が直面し、積み残してきた多くの難しい問題の解決を図っていくとともに、日本経済を立て直し、財政健全化に向けて取り組んでいくことで、豊かな日本社会を次の世代にしっかりと引き継いでいかなければなりません。

そのため、本予算及び関連法案の一刻も早い成立が必要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただくとともに、財政政策について、国民の皆様及び議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

## (4) 後藤経済財政政策担当大臣の経済演説

### 【1 はじめに】

経済財政政策担当大臣として、我が国経済の現状と課題、政策運営の基本的考え方について所信を申し述べます。

### 【2 経済の現状と経済財政運営】

我が国経済は、ウィズコロナの下で緩やかな景気回復が続いています。一方で、国民生活に身近なエネルギーや食料品を中心に物価上昇が継続し、また、欧米各国の金融引締め等が続く中で世界経済が下振れリスクに直面するなど、我が国経済を取り巻く環境は厳しさが増えています。

このような景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国経済を民需主導の持続可能な成長経路に乗せていくため、昨年10月に閣議決定した事業規模72兆円、財政支出39兆円の物価高克服・経済再生実現のため

の総合経済対策について、進捗管理を徹底し、迅速かつ着実に実行します。まずは、電気料金等の負担の上昇を直接的に軽減する前例のない思い切った措置等を講じ、足下の物価高から国民生活と事業活動を守り抜きます。また、物価上昇に負けない継続的な賃上げの実現に向け、賃上げに取り組む中小企業等への支援を大幅に拡充するとともに、価格転嫁対策を強化します。さらに、新しい資本主義を加速させ、人への投資の抜本強化と労働移動の円滑化による構造的賃上げの実現、成長分野への大胆な投資拡大を図ります。

この総合経済対策及びその裏付けとなる令和4年度第2次補正予算等を実行し、令和5年度予算と合わせ、万全の経済財政運営を行います。これらにより、来年度の我が国経済は、実質で1.5%程度、名目

で2.1%程度の成長が見込まれます。引き続き、経済状況等を注視し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行ってまいります。

経済財政運営の基本は、経済あつての財政であり、順番を間違えてはなりません。必要な政策対応に取り組み、経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に取り組みます。この下で、新経済・財政再生計画改革工程表の着実な実行により、効果的、効率的な支出を推進してまいります。

### 【3 新しい資本主義の加速】

我々が直面する様々な社会課題を成長のエンジンへと転換する。そして、成長の果実を分配し、更なる成長へとつなげていく。この成長と分配の好循環を実現し、力強く成長する持続可能な経済社会を構築するため、新しい資本主義の実現に向けた取組を加速してまいります。

我が国経済再生の鍵を握るのは構造的な賃上げの実現です。そのために、リスクリングによる能力向上支援、日本型の職務給の確立、成長分野への円滑な労働移動を進め、働く人の立場に立って、三位一体の労働市場改革を加速します。リスクリング、転職、キャリアアップまで一気通貫で支援する仕組みづくりや、成長分野であるデジタルやグリーンについてのリスクリングに主体的に取り組む個人への直接支援など、働く個人一人一人に着目し、その努力を支援する、人への投資パッケージを5年間で1兆円に拡充し、取組を抜本強化します。

また、産業構造の大きな変革に合わせて、失業なき労働移動を進め、構造的な賃上げを実現していくため、労働移動円滑化のための指針を本年6月までに取りまとめます。

さらに、貯蓄から投資へのシフトを進めることで、家計の賃金所得に加え、金融資産所得の拡大を図ってまいります。新しい資本主義が目指す分厚い中間層を形成するため、資産所得倍増プランの実行を通じて、今後5年間で、NISA口座数やNISA買付額の倍増を目指し、これらにより、長期的な目標としては資産運用収入そのものの倍増を見据えて取り組んでまいります。

人への投資の抜本強化に加え、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への投資を大胆に拡大することにより、新たな経済構造への変革を進めてまいります。

半導体、GX、次世代の通信技術等の戦略分野への国内投資を7兆円規模の補正予算で支援します。



後藤経済財政政策担当大臣の経済演説  
(第211回国会)

また、スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する、新しい資本主義の考え方を体現するものです。スタートアップへの投資額を5年後に10兆円規模と10倍増にすることを目標に、スタートアップ育成5か年計画を早急に実行に移し、人材、資金供給、オープンイノベーションを三本柱とする取組を一体として強力に推進してまいります。我が国に起業家精神を取り戻し、第二の創業ブームを実現することによって、将来的には世界に伍するユニコーン企業を100社創出することを目指します。このように、長期的なビジョンの提示や複数年度にわたる支援に官が明確にコミットするなど、民間の予見可能性を高め、計画的、安定的に投資が実行できる環境を整備することにより、官民連携の下、国内投資を大胆に拡大します。

また、公益法人が、成熟した市民社会におけるパブリックの担い手としての役割を高め、多様な社会的課題に柔軟に対応できるよう、法人活動の自由度拡大とこれに伴うガバナンスや説明責任の充実を両輪として、公益法人制度の改革を進めます。

我が国経済を再生し、新しい時代を切り拓いていけるよう、イノベーションや人への投資を進め、生産性や付加価値を向上させるとともに、適切な価格付けを通じてマークアップ率を高め、物価上昇に負けない賃上げやコスト上昇の転嫁のできる適切な支払いをしっかりと確保していく。このような連続的に



拡大が続く成長と分配の好循環を、皆さんと共に築き上げてまいりたい所存です。

#### 【4 海外活力の取り込みと経済連携の推進】

我が国は、世界に開かれた貿易・投資立国であり続けます。本年5月に開催されるG7広島サミットは、これを世界に示し、海外の活力を積極的に取り込んで、我が国の成長力の強化や国民所得の増加につなげる好機です。魅力的な成長市場を拡大し、安定的なサプライチェーンを確保するため、ビジネス環境整備を進め、海外からの人材や資金の呼び込みに取り組みます。また、技術と意欲ある我が国企業の海外ビジネス投資を強力に支援し、海外収益とその国内還流の増加を図ってまいります。

包括的・先進的TPP協定、いわゆるCPTPP等の経済連携の強化も進めてまいります。我が国は、これまで、CPTPP等の経済連携協定の推進を通じて、自由貿易の旗振り役としてリーダーシップを発揮してきました。我が国は、引き続き、本協定を通じた自由貿易の推進や、デジタル化などの新たな課題への対応において、主導的な役割を果たしてまいります。また、国内においては、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策を着実に実施してまいります。

現在、CPTPPへの英国の加入手続が進行しています。CPTPPは、自由で公正な21世紀型の新たなルールを確立するものであり、市場アクセスの面でもルールの面でも高いレベルの内容となっています。我が国は、英国の加入作業部会の議長として、手続が協定の高いレベルを維持し、良い先例となるよう、他の参加国と共にしっかり取り組みます。また、その他の加入要請を提出しているエコノミーについても、協定の高いレベルを満たす用意ができていくかどうかについて、引き続き見極めてまいります。

#### 【5 全世代型社会保障の構築等】

誰もが安心できる全世代型の社会保障を構築してまいります。

昨年末に全世代型社会保障構築会議において報告書を取りまとめました。本報告書に基づき、こども・子育て支援の充実、働き方に中立的な社会保障制度等の構築、医療・介護制度の改革、地域共生社会の実現等について、足下の課題とともに、中長期的な課題について、時間軸と地域軸を持ち、全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服するための取組を着実に進めます。

特に、未来への投資であるこども・子育て支援の充実については、その検討を加速し、6月の骨太方針までに、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示いたします。

さらに、包摂社会の実現に向け、女性活躍や孤独・孤立対策、就職氷河期世代支援などの取組を一体的かつ総合的に進めます。

#### 【6 新型コロナウイルス感染症への対応】

新型コロナウイルス感染症について、政府としては、これまで、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを取りつつ、できるだけ平時に近い社会経済活動が可能となるよう取り組んでまいりました。本年は、平時の生活を全面的に取り戻せるよう、足下の感染状況に十分注意しながら、更なる取組を進めてまいります。また、次の感染症危機に的確に対応できるよう、政府の司令塔機能を強化するため、内閣感染症危機管理統括庁の設置等のための法案を今国会に提出します。

#### 【7 むすび】

世界は歴史的な転換期にあり、国内においては、物価高克服と経済の再生、また少子化を始めとする構造的課題に直面しています。こうした課題の一つ一つ正面から取り組み、我が国経済を力強く再生させ、持続的な成長軌道に乗せる。そのための経済社会の改革を皆様と共に進め、新しい時代を切り拓いていくため、全力を尽くしてまいります。

国民の皆様、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

## (5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（1月23日）に対する質疑は、25日に泉健太君（立憲）、茂木敏充君（自民）及びおおつき紅葉君（立憲）が行い、26日には馬場伸幸君（維新）、石井啓一君（公明）、玉木雄一郎君（国民）及び志位和夫君（共産）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

(外交・安全保障政策)

①「外交と安全保障環境」に関する質疑に対して、  
「我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、この歴史の転換期の中で、主権と独立の維持、そして国民の生命、身体、財産の保護、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化、さらには国際社会が共存共栄できる環境を実現するため、外交力、防衛力を含む総合的な国力を最大限生かして、首脳レベルを含め、現実的な外交を積極的かつ力強く展開していく」旨の答弁があった。

②「国家安全保障戦略の位置付け等」に関する質疑に対して、「国民の命を守り抜けるかという観点から、防衛力の抜本的強化を具体化した。今回の決定は、戦後の安全保障政策を大きく転換するものであり、総合的な国力を最大限活用し、安保三



泉健太君（立憲）

文書で示した施策に早急に取り組んでいく。平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないとの基本方針は今後も変わらない」旨の答弁があった。

③「専守防衛の下での防衛力」に関する質疑に対して、「専守防衛は、我が国の防衛の基本的な方針であることから、変更することは考えておらず、今回の防衛力強化の検討に際しては、極めて現実的なシミュレーションを行った上で、必要な防衛力の内容を積み上げており、これらの取組により、自衛隊の抑止力、対処力を向上させることで国民を守り抜くことができると考えている」旨の答弁があった。

④「反撃能力と日米の指揮権」に関する質疑に対して、「反撃能力は、弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合に、武力の行使の三要件に基づき、攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の防衛の措置として行使するものである。これは、相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力として今後不可欠となる能力であり、武力攻撃そのものの可能性を低下させることができると考えている。新たに創設する常設の統合司令部は、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行うための司令部であり、日米間での指揮権の共有や移譲は考えていない」旨の答弁があった。

⑤「反撃能力と憲法の関係」に関する質疑に対して、「政府としては、反撃能力に活用する装備について、憲法上の観点から認められないものとは考えておらず、今般、憲法解釈を変更したということはない。近年、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあることを踏まえ、弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合に、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限の防衛措置として行使するものであり、こうした考えに基づいて反撃能力の保有を決定した」旨の答弁があった。

⑥「反撃能力に関する沖縄県における反対の声」に関する質疑に対して、「反撃能力に活用する地上配備スタンドオフ防衛能力の具体的な配備先は決定していないが、南西地域の防衛体制を強化することは今回の防衛力強化の柱の一つであり、安保三文書の考え方について丁寧に沖縄県に説明

していくことも重要である」旨の答弁があった。

- ⑦「国民保護」に関する質疑に対して、「弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための緊急一時避難施設の指定促進に取り組んでおり、核攻撃等の、より過酷な攻撃を想定した施設については、必要な機能や課題の検討を進めている」旨の答弁があった。
- ⑧「防衛産業の基盤強化等」に関する質疑に対して、「国内防衛産業は、基盤強化が急務であり、適正な利益の確保、サプライチェーンの強靱化、事業承継など、装備品の安定的な製造のための基盤を強化していく。セキュリティクリアランスについては、民間を含む幅広い関係者から更に意見を伺いながら、議論を前に進めていく。能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野については、総合調整する司令塔となる新たな組織を立ち上げることとしており、法整備についても議論を進めていく」旨の答弁があった。
- ⑨「令和5年1月のG7首脳との会談の意義と成果、米国訪問の手応え」に関する質疑に対して、「欧州及び北米5か国の各首脳とは、二国間の懸案、協力やウクライナ情勢を始めとする地域情勢等について率直な意見交換を行い、G7が結束して法の支配に基づく国際秩序を守り抜くべく連携していくことについて、改めて確認した。バイデン米国大統領との会談においては、我が国の新たな国家安全保障戦略等に関し、反撃能力の保有や防衛費の増額等を含め、全面的な支持を得るとともに、核を含むあらゆる能力を用いた、日米安全保障条約の下での、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明された」旨の答弁があった。
- ⑩「広島サミットのテーマ等」に関する質疑に対して、「具体的なテーマとしては、ウクライナ、核軍縮・不拡散、経済安全保障といった課題が想定される。同時に、エネルギー、食料安全保障を含む世界経済や、気候変動、保健、開発といった地球規模の課題なども取り上げられると思う。こうした諸課題へのG7の取組を通じて、グローバルサウスへの関与も強化していく。また、自由で開かれたインド太平洋に関するG7の連携についてもしっかりと確認したい」旨の答弁があった。
- ⑪「核兵器のない世界に向けた取組」に関する質疑に対して、「被爆地出身の総理大臣として、ヒロシマ・アクション・プランを始め、これまでの取組の上に立って、核兵器のない世界に向けた国際賢人会議の英知も得ながら、現実的、実践的な取組を進める」旨の答弁があった。
- ⑫「ウクライナと周辺国への人道支援及び今後の停戦に向けた対応」に関する質疑に対して、「日本は、これまで、ウクライナ及び周辺国等に対して、総額約15億ドルの支援を順次実施しており、G7議長国として、引き続き、国際社会と連携しつつ、人道復興支援においても積極的に役割を果たしていく。ロシアに一刻も早く侵略をやめさせるため、国際社会が結束し、強力な対ロ制裁措置を講じつつ、ウクライナへの支援を継続していくことが必要である」旨の答弁があった。
- ⑬「ロシアとの関係」に関する質疑に対して、「ウクライナ侵略を一刻も早くやめさせ、対話への道筋をつくるため、G7を含む国際社会と連携をしつつ、強力な対ロ制裁を講ずるとともに、ウクライナへの支援を継続していく。北方墓参を含む四島交流等事業については、日ロ関係の中でも最優先事項の一つであり、一日も早く再開できるような状況になることを強く期待する」旨の答弁があった。
- ⑭「中国との関係」に関する質疑に対して、「令和4年11月の日中首脳会談で得られたモメンタムを維持しながら、中国に対しては、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を



含め、首脳間を始めとする対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力する、建設的かつ安定的な関係を日中双方の努力で構築をしていく」旨の答弁があった。

- ⑮「北朝鮮との関係」に関する質疑に対して、「日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指すとの方針の下に、引き続き、あらゆる働きかけを行い、特に、最重要課題である拉致問題については、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、あらゆるチャンスを逃すことなく、全力で果敢に取り組む」旨の答弁があった。
- ⑯「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）への支持と日米同盟の抑止力、対処力の強化の関係」に関する質疑に対して、「日米同盟の抑止力、対処力を強化することで、厳しさを増す地域の安全保障上の課題に的確に対応し、自由で開かれたインド太平洋地域を擁護していくとともに、AOIPに示されているような地域の平和と繁栄の確保と増進に向けた取組を日米が共に推進していく」旨の答弁があった。

**（防衛費）**

- ①「防衛費増額」に関する質疑に対して、「我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面をしている中で、防衛力の抜本的強化、維持を図るためには、これを安定的に支える財源が不可欠である。財源確保に当たっては、行財政改革の努力を最大限行うこととしている。決算剰余金については、あらかじめ予算を膨らませることで防衛費に充てることは意図していない」旨の答弁があった。



茂木敏充君（自民）

- ②「防衛力強化のための財源確保」に関する質疑に対して、「防衛力の抜本的強化に当たり、その具体的内容、予算、財源を示す方針を令和4年から説明しており、その集大成として、安保三文書や税制改正大綱を示し、所要の法案を今国会に提出する予定である。防衛力は将来にわたって維持強化しなければならない、これを安定的に支えるため、令和9年度以降、毎年度約4兆円の財源が必要となる。その財源の約4分の3は、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入の確保など、あらゆる工夫を行うことにより賄い、それでも足りない約4分の1について、税制措置での協力を願いたい」旨の答弁があった。
- ③「防衛力強化の具体的な財源等」に関する質疑に対して、「経済を立て直した結果として見込み以上に税収が伸びれば、決算剰余金にも反映され、防衛力強化の財源として活用されることとなる。これまでのコロナ予算により積み上がった積立金や基金等については、臨時の国庫返納として、約0.4兆円を防衛財源として充てることとする。国債の60年償還ルールを見直した場合、債務償還費の繰入れが減少する分、赤字公債は減るが、借換債が増えるため、国債発行額は変わらず、この見直しを行いつつ、その分、政策的経費の増加に使うと、結果的に国債発行額は増加することや、市場の信認への影響に留意する必要がある」旨の答弁があった。

- ④「建設国債による防衛費調達」に関する質疑に対して、「新たな国家安全保障戦略等において、防衛省と海上保安庁との連携や公共インフラ等が明確に位置付けられた中で、海上保安庁の船舶や空港、港湾等の公共インフラ整備が建設国債の発行対象であることを踏まえ、防衛省・自衛隊の施設整備や艦船建造に係る経費4,343億円について、同様に建設国債の発行対象として整理した」旨の答弁があった。
- ⑤「防衛力強化の財源確保による復興事業への影響」に関する質疑に対して、「復興特別所得税については、税率を引き下げ、課税期間を延長するが、延長幅は、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さであり、復興事業に影響を及ぼすことはない。廃炉や福島国際研究教育機構の構築などの取組も支援できるよう、復旧復興に要する財源を引き続き責任を持って確保していく」旨の答弁があった。
- ⑥「防衛力強化のための税制措置の議論の賃上げへの影響」に関する質疑に対して、「賃上げは、新しい資本主義の最重要課題であり、労働市場改革を通じて構造的な賃上げの実現に全力で取り組む一方、我が国の防衛能力を抜本的に強化するためには、責任ある財源を考えるべきであり、今を生きる我々が対応すべきであると考えている。今般、法人税の負担をお願いしているが、全法人の94%は対象外としている。防衛力強化は、円滑な経済活動に直接資する面も多く、理解いただきたい」旨の答弁があった。

#### (子育て支援・教育政策)

- ①「過去の子ども・子育て政策の検証及び財源の確保」に関する質疑に対して、「保育所待機児童が減少するなど、一定の成果があったが、少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての願望の実現を阻む様々な要因があると認識している。社会全体の意識を高め、年齢、性別を問わず皆が参加する、次元の異なる少子化対策を実現するため、今後、こども政策担当大臣の下、子ども・子育て政策として充実する内容を具体化し、社会全体でどのように安定的に支えていくかを考えていく」旨の答弁があった。
- ②「子育ての経済的負担の軽減に係る具体的な政策」に関する質疑に対して、「子ども・子育て政策について、こども政策担当大臣に指示をした三つの基本的方向性において、児童手当を含めた経済的支援の強化や育児休業制度の強化を含めた働き方改革の推進等を掲げている。あわせて、高等教育の負担軽減に向けた出世払い型奨学金制度の導入にも取り組む」旨の答弁があった。
- ③「子ども・子育て政策の強化に関する重点課題」に関する質疑に対して、「こども政策の強化に関する関係府省会議において、第一に、児童手当を中心とした経済的支援の強化、第二に、幼児教育や保育の量、質両面からの強化と全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充、第三に、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実の三つの基本的方向性に沿って、有識者、子育て当事者、若者などからヒアリングを重ねた上で、具体的な議論を進める」旨の答弁があった。
- ④「子ども政策のメニューと財源等」に関する質疑に対して、「出産育児一時金の大幅増額や伴走支援の強化などを先行させつつ、令和5年4月に新設するこども家庭庁の下で、子ども・子育て政策の抜本強化に取り組む。まずは、こども政策担当大臣の下で、今の社会において必要とされる子ども・子育て政策の内容を具体化し、6月の骨太方針までに、将来的な子ども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示する。その中で、政策の内容に応じて、各種の社会保険との関係、国、地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々な工夫をしながら、社会全体でどのように安定的

に支えていくかを考えていく」旨の答弁があった。

- ⑤「子育て、教育施策の所得制限撤廃等」に関する質疑に対して、「各制度において所得制限を設けるかどうかは、個々の制度の目的や支援方法などに応じてそれぞれ判断される」旨の答弁があった。
- ⑥「児童扶養手当と居場所づくり等」に関する質疑に対して、「児童扶養手当の拡充については、一人親世帯等の家庭の生活の安定と自立の促進という制度の目的を踏まえる必要がある。児童館など居場所づくり等については、令和5年4月に発足するこども家庭庁において、子供の居場所づくりに関する指針を策定するなど、子供が安心して過ごすことができる場の整備を進める」旨の答弁があった。
- ⑦「子供の数が多いほど世帯全体の所得税の負担が軽減される、いわゆるN分N乗方式」に関する質疑に対して、「共働き世帯に比べて片働き世帯が有利になることや、高額所得者に税制上大きな利益を与えることなど、様々な課題があることは承知している。いずれにしろ、子ども・子育て政策は最重要政策であり、制度、予算、税制など幅広く必要な対応を検討していく」旨の答弁があった。
- ⑧「高等教育の奨学金」に関する質疑に対して、「令和6年度から給付型奨学金等の見直しを行うこととしている。対象となる世帯年収の目安を早急に明らかにできるよう進めるとともに、減額返還制度については、ライフイベントを踏まえて柔軟に返還できるよう、簡単な手続や利息負担の取扱い等に関して、具体的な枠組みをつくる」旨の答弁があった。
- ⑨「学生への経済的支援の充実とその財源としての教育国債」に関する質疑に対して、「給付型奨学金等については、多子世帯や理工農系の学生等の中間層への対象拡大とともに、高等教育の負担軽減に向けた出世払い型の奨学金制度の導入に令和6年度より取り組む。また、財源についても、各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々な工夫をしながら、社会全体でどのように安定的に支えていくかを考えていく」旨の答弁があった。
- ⑩「教職員の働き方改革と増員」に関する質疑に対して、「小学校における35人学級の計画的な整備や高学年における教科担任制の推進等の教職員定数の改善、教員業務支援員などの外部人材の配置の充実、ICTを活用した業務効率化等に取り組んでいる。今後とも、令和4年度実施の勤務実態調査の結果等を踏まえ、教師でなければできない仕事に全力投球できる環境の整備を図っていく」旨の答弁があった。
- ⑪「子ども政策に関する地方自治体との連携等」に関する質疑に対して、「子ども政策を中心的に担っている地方自治体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していくことは重要である。地方自治体との連携を強化するため、令和5年4月に発足するこども家庭庁においては、国と地方との定期的な協議の場を設け、先駆的な子ども政策に取り組んでいる自治体との情報共有や対話を丁寧に行う」旨の答弁があった。
- ⑫「いわゆる育休退園」に関する質疑に対して、「市町村が必要と認める場合は保育所等の継続利用を可能としており、各市町村において、制度の趣旨と地域の実情を踏まえつつ、適切に対応いただきたい」旨の答弁があった。

**(労働政策・物価高騰対策)**

- ①「人への投資」に関する質疑に対して、「令和5年度予算では、企業間、産業間の労働移動円滑化



に向けた支援として、転職前の賃金より高い賃金で雇い入れる企業に対する支援、主体的に学び直しに取り組む求職者に対する直接支援、新規事業に従事する労働者のリスクリングへの企業を通じた支援等を盛り込んでいる」旨の答弁があった。

- ②「いわゆる年収の壁」に関する質疑に対して、「配偶者控除の廃止については、一定の収入以下の配偶者がいる方の税負担能力の減少を調整する仕組みであること等を踏まえ、丁寧に議論する必要がある。いわゆる130万円の壁の解消に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を進めているところである。いわゆるL字カーブの解消、男女間の賃金格差の是正などの課題に対し、女性の就労の壁となっている制度の見直しに取り組んでいく」旨の答弁があった。



おつき紅葉君（立憲）

- ③「外国人労働者との共生」に関する質疑に対して、「令和4年6月に決定した外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ等に基づき、取組を着実に進めていく。また、技能実習制度及び特定技能制度の在り方を抜本的に見直すため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に設置した有識者会議において、様々な立場や視点から議論をいただいているところである」旨の答弁があった。
- ④「社会保険料の事業主負担の軽減」に関する質疑に対して、「社会保険料の事業主負担は、医療や年金の給付を保障することで働く人が安心して就労できる基盤を整備することが、事業主の責任であるとともに、働く人の健康の保持や労働生産性の増進を通じ事業主の利益にも資するという観点から、事業主に求められているものであり、これを国が肩代わりすることは適当ではない」旨の答弁があった。
- ⑤「介護、障害福祉、保育職員の処遇改善」に関する質疑に対して、「給与を恒久的に3%程度引き上げるための措置など、これまで累次の処遇改善を講じたところであり、今後も、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえ、見える化を行いながら、現場で働く方々の処遇改善や業務の効率化、負担軽減を進めていく」旨の答弁があった。
- ⑥「中小企業の賃上げ」に関する質疑に対して、「生産性の向上、下請取引の適正化、価格転嫁が重要である。このため、賃上げ促進税制の活用促進に加え、事業再構築補助金やものづくり補助金、IT導入補助金、新規輸出1万者支援プログラムなど、令和4年度第2次補正予算に盛り込んだ施策の早期執行により、生産性向上支援を着実に進めていく。支援を有効活用してもらうため、商工団体等への専門家の配置に加え、新たに指導員向けの研修など、相談体制を強化する。また、公正取引委員会、中小企業庁の下請Gメンの大幅増員を行ったところであり、下請取引の適正化に向けたヒアリング調査や指導等を強化していく」旨の答弁があった。
- ⑦「非正規労働者や派遣社員の賃上げ」に関する質疑に対して、「最低賃金の引上げや同一労働同一

賃金の遵守の徹底、希望する方の正社員化支援等に取り組む」旨の答弁があった。

- ⑧「最低賃金」に関する質疑に対して、「できる限り早期に全国加重平均1,000円以上となることを目指し、引き続き取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ⑨「価格転嫁による家計の消費減少対策」に関する質疑に対して、「足下でのエネルギー価格高騰対策や低所得世帯への支援などの取組と併せ、物価上昇を超える賃上げ、さらには、その先に、構造的賃上げを実現することによる家計の所得増加を通じ、持続的な消費の拡大につなげていく」旨の答弁があった。
- ⑩「光熱費高騰への対応」に関する質疑に対して、「エネルギー負担全般に対する過去前例のない思い切った支援を行っており、エネルギー価格高騰対策では、1月に前倒しして電気代等の値下げを実施するとともに、使用量に応じた支援を行っている」旨の答弁があった。
- ⑪「建設業等における資材価格高騰等」に関する質疑に対して、「資材価格等が高騰する中、価格上昇を反映した請負代金の設定や適正な工期確保が図られるよう、取引の適正化に向けた環境整備を進めていく。あわせて、公共事業について、適正価格での発注を推進するとともに、公共工事設計労務単価について必要な費用を適切に反映し、物価上昇を超える賃上げにつながるよう取り組む」旨の答弁があった。

**(社会保障政策)**

- ①「今回の医療保険制度の改革の意義」に関する質疑に対して、「出産育児一時金を増額し、その費用を高齢者を含む全世代で支え合うとともに、急増する高齢者の医療費について、現役世代の負担上昇を抑制するため、全世代で負担能力に応じて公平に支え合う仕組みとするなど、全世代対応型の持続可能な制度の構築に取り組むものである」旨の答弁があった。
- ②「かかりつけ医機能の強化」に関する質疑に対して、「国民、患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるよう情報提供を強化するとともに、医療機関に対してその機能の報告を求め、都道府県がその体制を有することを確認、公表し、地域の関係者との協議の場で必要な機能を確保する具体的な方策を検討、公表することにより、地域において必要なかかりつけ医機能を確保する仕組みを設けている」旨の答弁があった。
- ③「毎年の薬価改定の実施」に関する質疑に対して、「毎年の薬価改定は国民負担の軽減の観点から実施している。令和5年度改定では、市場実勢価格を踏まえて薬価を見直すとともに、不採算となっている医薬品の薬価を引き上げ、イノベーションに配慮する観点から、革新的な新薬の薬価を従前の薬価と遜色ない水準とすることとした。今後も、イノベーションの推進と国民皆保険の持続性が両立するように、両者のバランスを取りながら取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ④「介護保険制度改革」に関する質疑に対して、「介護人材の確保や生産性の向上に取り組むとともに、認知症の方への対応や地域の相談体制などを充実させていく。それとともに、制度の持続可能性を確保するため、保険料負担や利用者負担の在り方などについて、関係者の意見を丁寧に伺いながら議論を進めていく」旨の答弁があった。

**(新型コロナウイルス感染症対策)**

- ①「新型コロナの位置付け」に関する質疑に対して、「原則、この春に、新型コロナを新型インフルエンザ等から外し、5類感染症とする方向で議論を進め、これに伴う医療体制、公費支援など様々な政策措置の対応について、段階的な移行の検討、調整を進めていく。ワクチンについては、今

後の接種の在り方について検討を進めており、結論を得ていく」旨の答弁があった。

- ②「マスクの着用、行動制限についての考え方」に関する質疑に対して、「マスクの着用については、5類感染症への見直しと併せて、考え方を整理し、国民の皆様に分かりやすく説明をしていきたい。また、今後、仮に病原性が大きく異なる新たな変異株が発生した場合には、科学的知見や専門家の意見等を踏まえ、行動制限が必要となるかどうかも含めて速やかに検討し、改めて、新型コロナウイルス等対策特措法に基づき適切に対応する」旨の答弁があった。
- ③「感染症危機に対応するための司令塔機能の強化」に関する質疑に対して、「今後の感染症危機に適切に対応するため、司令塔機能を担う組織として内閣感染症危機管理統括庁を内閣官房に設置するとともに、質の高い科学的知見を獲得し、内閣感染症危機管理統括庁等に迅速に提供する役割を担う新たな専門家組織としていわゆる日本版CDCを設置するため、今国会に所要の法案を提出する。両組織がしっかりと連携しながら、平時から、感染症危機を想定した実践的な訓練等により有事への備えを万全に行うとともに、専門家組織の科学的知見を得て政府全体として感染症危機に迅速かつ的確に対応できるよう、司令塔機能の強化に取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ④「新型コロナウイルスの医療体制と地域医療構想」に関する質疑に対して、「いわゆる第8波への対応については、これまで拡充強化してきた医療体制に加え、発熱外来や電話診療、オンライン診療の強化、救急医療機関の外来、入院機能の強化などに取り組んできた。足下の感染状況については、感染防止対策や医療体制の確保に努め、この感染の波を乗り越えるべく、全力を尽くしていく。一方、中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズに応じて、病床機能の分化、連携により質の高い効率的な医療提供体制を確保するため、地域医療構想を進めることは必要であり、病床の削減や統廃合ありきではなく、地域の実情を十分に踏まえて、都道府県と連携して着実に進めていく」旨の答弁があった。

#### (経済・金融政策)

- ①「アベノミクス」に関する質疑に対して、「政権交代以降、デフレではない状況をつくり出し、2%程度の賃上げを実現して、全体として雇用者所得の総額は上昇した一方、女性や高齢者等、パートの労働参加が進み、こうした方々の比率が上昇したことなどを要因として、雇用者全体の1人当たりの賃金は伸び悩んだものと認識している」旨の答弁があった。
- ②「成長戦略」に関する質疑に対して、「新しい資本主義は、官民連携で気候変動等の様々な社会課題を成長のエンジンへ転換し、力強く成長を続ける持続的な経済をつくっていくものである。骨太な成長戦略として、グランドデザインと実行計画を策定し、これらに基づき、スタートアップ育成5か年計画、資産所得倍増プラン、GX実現に向けた基本方針の策定など、個別の政策の具体化に取り組んできた」旨の答弁があった。
- ③「経済安全保障」に関する質疑に対して、「新しい資本主義の重要な柱として位置付けており、我が国経済構造の自律性や優位性、不可欠性を高めるため、重要な物資に関するサプライチェーンの強靱化や先端的な重要技術の育成などに取り組む。具体的には、半導体、蓄電池、クラウドサービスの基盤ともなるプログラムなどを特定重要物資として指定し、令和4年度第2次補正予算において、1兆円を超える国内投資支援や研究開発支援を措置することにより、戦略的に国内の製造基盤の確保などを進める」旨の答弁があった。



④「金融政策」に関する質疑に対して、「具体的な手法は日銀に委ねられるべきと考えるが、政府と日銀は、密接に連携しながら、経済、物価情勢に応じて機動的な政策運営を行い、構造的な賃上げを伴う経済成長と物価安定目標の持続的、安定的な実現を図っていくとの認識で一致をしている。日銀には、引き続き、政府との連携の下、経済、物価、金融情勢を踏まえつつ、適切な金融政策運営を行われることを期待する」旨の答弁があった。

(財政・税制)

①「持続可能な財政運営」に関する質疑に対して、「経済を立て直し、財政健全化に取り組んでいくとの基本に立って、新型コロナや物価高騰等、足下の経済状況に機動的に対応するとともに、財政や社会保障制度の持続可能性への信認が失われることがないように、歳出歳入両面の改革を続け、責任ある経済財政運営に努めていく」旨の答弁があった。

②「予備費」に関する質疑に対して、「令和5年度予算において、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費4兆円並びにウクライナ情勢経済緊急対応予備費1兆円を措置しており、予期せぬ状況変化に引き続き万全の備えを講ずるため、必要な措置である。年度内の予見し難い予算の不足に充てるため、予算の一部として国会で審議すること、予備費の支出は、憲法、財政法の規定に従って事後に国会の承諾を得る必要があることから、財政民主主義に反するものではない」旨の答弁があった。

③「インボイス制度」に関する質疑に対して、「複数税率の下で適正な課税を確保するために必要であり、小規模事業者の方々の懸念について、様々な声に耳を傾け、政府一体で連携して丁寧に課題を把握しながら、きめ細かく対応する。具体的には、フリーランスの方々を含め、免税事業者を始めとした事業者の取引について、取引環境の整備に取り組むとともに、令和4年度第2次補正予算においてインボイス対応のための支援策の充実を盛り込み、さらに、令和5年度税制改正において新たな負担軽減措置を講ずる」旨の答弁があった。

④「消費税減税」に関する質疑に対して、「急速な高齢化等に伴い、社会保障給付費が大きく増加する中で、全ての世代が広く公平に分ち合う観点から、社会保障制度を支える重要な財源であるため、減税は考えていない」旨の答弁があった。

⑤「暗号資産の課税方式」に関する質疑に対して、「国際的な動向や、国内の所得税制全体の中でのバランス等を踏まえた対応が必要であり、令和5年度税制改正において、Web3に関する環境整備として、自らが発行した暗号資産で、発行したときから継続して保有しており、一定の技術的な譲渡制限がついているものについては、期末時価評価を不要とする見直しを行うこととしている」旨の答弁があった。



馬場伸幸君（維新）

**(エネルギー・環境政策)**

- ①「エネルギー安全保障と電力の安定供給」に関する質疑に対して、「いわゆるS+3Eの原則の下、徹底した省エネの推進に加え、再エネ、原子力など、エネルギー自給率を高める脱炭素電源への転換を推進することにより、エネルギーの安定供給を確保する」旨の答弁があった。
- ②「原子力政策の転換」に関する質疑に対して、「いわゆるS+3Eの原則の中で、近年は脱炭素に重きを置いて検討を進めてきたが、厳しいエネルギー供給の状況を踏まえると、再エネ導入を最優先とし、原子力を含めたあらゆるエネルギー源の活用を進める必要がある。GX実現に向けた基本方針では、既存の原子力発電所の再稼働や次世代革新炉への建て替えを進めるとともに、運転期間について最長で60年に制限するという現行制度の枠組みを維持した上で、一定の停止期間に限って除外を認め、また、最終処分を含めたバックエンドに全力で取り組むことを盛り込んだ。なお、原子力規制委員会の厳しい審査を経て、認可を受けなければ運転できないことに変更はない」旨の答弁があった。
- ③「原子力発電のリスク」に関する質疑に対して、「自然災害や技術的トラブル、テロ等に対しては、原子力規制委員会が新規規制基準の下、厳格な規制を行うとともに、原子力災害のリスクに備え、関係府省が連携し、避難計画の策定支援や訓練の実施、避難道の整備など原子力防災体制の充実に取り組む。武力攻撃に対しては、事態対処法や国民保護法等の枠組みの下に必要な措置の準備を行い、特に弾道ミサイル等の攻撃に対しては、イージス艦やPAC3などにより対処する。大規模停電リスクに対しては、電力ネットワーク全体の問題として、供給余力の確保など電力システムの強靱化に取り組む。廃棄物処理リスクに対しては、使用済燃料の再処理や最終処分、廃炉といったバックエンドの課題にも正面から向き合う」旨の答弁があった。
- ④「使用済核燃料の最終処分」に関する質疑に対して、「国、原子力発電環境整備機構(NUMO)、事業者で体制を強化し、多くの自治体に最終処分事業に関心を持ってもらう掘り起こしに取り組み、自治体に対し政府から調査の検討などを段階的に申し入れ、文献調査の受入れ自治体に対して政府一丸となった支援体制を構築するといった具体的なアクションを早急に取りまとめ、文献調査実施地域の拡大を目指し、その実行を加速する」旨の答弁があった。
- ⑤「電力システム改革の検証と見直し」に関する質疑に対して、「電力システム改革において、広域的な電力供給システムが構築され、電気料金は小売全面自由化以降、安価な価格水準で推移してきた実績がある。一方、採算性の悪化による既設火力発電所の休廃止の増加、小売電気事業者からの相次ぐ撤退など新たな課題が生じているため、発電事業者の投資回収予見性を高め、将来必要となる供給力を確実に確保するための市場の整備を実施し、新規参入時の審査や撤退時における消費者への告知ルールの強化など小売電気事業の規律確保を進める」旨の答弁があった。
- ⑥「GXへの投資」に関する質疑に対して、「2050年のカーボンニュートラル達成等の国際公約と、エネルギー安定供給、経済成長を共に実現するGXを促進するため、今後10年間で150兆円を超える官民投資を実現することを表明し、GX実現に向けた基本方針を取りまとめた。この基本方針に基づき、GX経済移行債を活用した20兆円規模の大胆な先行投資支援や、成長志向型カーボンプライシングについては、企業のGX投資を前倒しするインセンティブが付与される仕組みを創設するため、今国会に関連法案を提出し、GX投資を強力に推進するための取組を加速する」旨の答弁があった。

⑦「中小企業を含むサプライチェーン全体のGX化」に関する質疑に対して、「省エネ、脱炭素設備の導入支援や、事業再構築支援などを進めるとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）における相談窓口の設置、専門家によるエネルギー使用の改善アドバイスの実施、地域の支援機関や金融機関における脱炭素に知見のある人材の育成など、相談支援体制の充実を進める」旨の答弁があった。

⑧「自動車産業の戦略」に関する質疑に対して、「自動車の脱炭素化に対しては、電気自動車のほか、水素やハイブリッド技術、燃料の脱炭素化などを含めた多様な選択肢を追求していくことが我が国の方針であり、国際交渉や産業界との連携を通じて、各国の政策や市場の動向、インフラ事情などの課題を把握し、解決策の提供と日本企業の市場獲得に貢献する」旨の答弁があった。

（東日本大震災からの復興・国土強<sup>じやう</sup>靱化）

①「東日本大震災からの復興への取組」に関する質疑に対して、「原子力災害被災地域では、引き続き国が前面に立って中長期的に対応していく。福島国際研究教育機構については、福島、東北の復興を実現する夢や希望となるとともに、我が国の科学技術、産業競争力の強化を牽引する、創造的復興の中核拠点とすることを目指し、福島県を始めとする関係機関と連携しながら、政府一丸となって取組を進める。また、廃炉を着実に進め、福島の復興を実現するため、ALPS処理水の処分について、今後も国が前面に立ち、責任を持って、漁業者や国民への説明、風評対策、安全性の確保等にしっかりと取り組む」旨の答弁があった。



石井啓一君（公明）

②「防災・減災、国土強<sup>じやう</sup>靱化」に関する質疑に対して、「令和3年度から始まった防災・減災、国土強<sup>じやう</sup>靱化のための5か年加速化対策後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的、安定的に国土強<sup>じやう</sup>靱化の取組を進めていくことが重要であり、新たな基本計画を策定するなど、国土強<sup>じやう</sup>靱化の着実な推進に向けて強力に取組を進めていく」旨の答弁があった。

（農林水産政策）

①「今後の農政の在り方」に関する質疑に対して、「活力ある地方には農業の活性化が不可欠であるため、食料安全保障強化政策大綱に基づき、輸入原料や輸入生産資材への過度な依存を低減していくための構造転換対策を進めるとともに、スマート農林水産業の推進、農林水産物、食品の輸出促進、みどりの食料システム戦略等の施策を進めていく。

また、食料安全保障の確立のため、食料・農業・農村基本法見直しのための検証を行い、6月をめどに政策の新たな展開方向を取りまとめる」旨の答弁があった。

②「これからの農政、飼料対策、水産業の改革」に関する質疑に対して、「農林水産業を次世代に引き継がれる産業とするため、肥料、飼料の高騰に伴う生産コスト抑制対策や国産化を進めつつ、スマート農業や更なる輸出拡大支援などを強力に推進していく。また、デジタル水産業戦略拠点



の創設等を通じた意欲ある漁業者の育成を図りつつ、資源管理の着実な実施や養殖業の成長産業化などの施策を総合的に進めていく」旨の答弁があった。

- ③「水田活用の直接支払交付金」に関する質疑に対して、「今後5年間に一度も水張りを行わない農地を支援の対象外とする見直しは、食料安全保障の強化を図りつつ、稼げる農業としていくために必要である。同時に、畑地化の推進につなげるため、畑作物の産地形成に必要な一定期間の畑地化支援の創設など地域に応じた柔軟な対応ができるよう、対策を講じたところである。今後とも、主食用米から需要のある作物への本格的な転換を一層進めていく」旨の答弁があった。

#### （旧統一教会問題の被害救済、再発防止への取組）

「旧統一教会問題の被害救済、再発防止への取組」に関する質疑に対して、「令和4年末以降、新法の周知、広報に精力的に取り組んでおり、引き続き、全面施行に向けて、関係府令の整備や法律の解説の充実、執行体制の強化や相談体制の充実等に全力を尽くしていく。また、宗教二世に関する児童虐待への対応としては、児童相談所への弁護士の配置等に加え、児童福祉司や児童心理司の増員や、法テラス等との連携を強化するなど、体制の強化に着実に取り組む」旨の答弁があった。

#### （憲法改正）

「憲法改正」に関する質疑に対して、「憲法改正は先送りできない課題であり、こうした考えにいささかの変わりもない。令和4年の臨時国会では、衆議院の憲法審査会において、緊急事態条項をめぐる各党の主張に関する論点整理が行われるなど、与野党の枠を超え、活発に議論が行われたことを歓迎したい。内閣総理大臣の立場からは、憲法改正についての議論の進め方あるいは内容について直接発言することは控えなければならないが、憲法改正は、最終的には国民による判断が必要であり、そのための発議に向け、今国会においても、与野党の枠を超えて、更に積極的な議論が行われることを心から期待する」旨の答弁があった。



玉木雄一郎君（国民）

#### （マイナンバー制度）

「マイナンバー制度」に関する質疑に対して、「マイナポイント事業はカードの早期普及等に相当の効果があると考えており、引き続き、その意義を国民の皆様丁寧に説明していく。公金受取口座については、デジタルに不慣れな方でも簡易に登録できるよう、関係法を改正し、本人への通知による口座の登録方法を創設することとしている。マイナンバーカードによるオンライン資格確認については、令和5年4月の原則義務化に向けて、保険医療機関、薬局で導入を進めていただいている。一方、導入に必要なシステム整備が間に合わないなどやむを得ない事情がある場合の支援措置について医療現場に丁寧に案内し、オンライン資格確認を進めていく」旨の答弁があった。

**(地方創生)**

「地方創生」に関する質疑に対して、「令和4年12月に閣議決定したデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、基幹産業である観光、農林水産業の振興など、デジタルの力も活用して、地方創生を加速化、深化していく。令和5年度予算では、令和4年に創設したデジタル田園都市国家構想交付金を追加で1,000億円計上しており、各地域の優良事例の横展開を加速化することで、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指す」旨の答弁があった。

**(LGBT理解増進法、同性婚、選択的夫婦別氏制度)**

「LGBT理解増進法、同性婚、選択的夫婦別氏制度」に関する質疑に対して、「性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないのは当然である。LGBT理解増進法案については、議員立法としての議論の動きを注視したい。同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えている。選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があることから、しっかりと議論し、より幅広い国民の理解を得る必要があると考えている」旨の答弁があった。



志位和夫君（共産）

**(出入国在留管理制度・難民認定手続)**

「出入国在留管理制度・難民認定手続」に関する質疑に対して、「我が国の出入国在留管理制度は、法に基づき、手続の適正性を確保した上で運用されており、人権諸条約に違反するとは考えていない。難民認定手続については、出入国在留管理庁において行うことが適当であり、第三者機関を設置することは考えていない。政府としては、出入国在留管理制度全体を適正に機能させ、真に庇護を必要とする方々を適切に保護するとともに、送還忌避、長期收容問題という喫緊の問題を一体的に解決するため、今国会に出入国管理及び難民認定法等改正案を提出することとしている」旨の答弁があった。

**(国会議員の定数削減、委員長手当等・調査研究広報滞在費)**

「国会議員の定数削減、委員長手当等・調査研究広報滞在費」に関する質疑に対して、「議員定数の削減については、民主主義の根幹に関わる重要な問題であり、国会において国民の代表たる国会議員が真摯な議論を通じて合意を得る努力を重ねていくべきであり、委員長手当等や調査研究広報滞在費の扱いについては、議会政治や議会活動の在り方に関わる重要な課題であり、各党各派において議論すべき事柄である」旨の答弁があった。